

2014年ディスクロージャー誌

訂正前

(P.31)

連結

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	273,228	10,929	278,665	11,146
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	272,978	10,919	285,675	11,427
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	29	1
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	12	0	69	2
我が国の政府関係機関向け	119	4	426	17
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,041	1,801	38,948	1,557
法人等向け	91,624	3,664	97,357	3,894
中小企業等向け及び個人向け	59,321	2,372	59,672	2,386
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	62,611	2,504	62,827	2,513
3ヶ月以上延滞等	1,413	56	1,014	40
取立未済手形	31	1	25	1
信用保証協会等による保証付	2,675	107	2,725	109
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	3,871	154	2,642	105
出資等のエクスポージャー			2,642	105
重要な出資のエクスポージャー			-	-
上記以外	6,255	250	19,937	797
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			12,134	485
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			2,267	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー			5,535	221
②証券化エクスポージャー	250	10	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	250	10	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			236	9
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△7,280	△291
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			34	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			-	-
ロ. オペレーショナルリスク	14,852	594	14,190	567
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	288,081	11,523	292,856	11,714

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向けを除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

訂正後

(P.31)

連結

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	273,228	10,929	<u>279,997</u>	<u>11,199</u>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	272,978	10,919	<u>286,970</u>	<u>11,478</u>
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	29	1
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	12	0	69	2
我が国の政府関係機関向け	119	4	426	17
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	45,041	1,801	38,948	1,557
法人等向け	91,624	3,664	97,357	3,894
中小企業等向け及び個人向け	59,321	2,372	59,672	2,386
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	62,611	2,504	62,827	2,513
3ヶ月以上延滞等	1,413	56	1,014	40
取立未済手形	31	1	25	1
信用保証協会等による保証付	2,675	107	2,725	109
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	3,871	154	2,642	105
出資等のエクスポージャー			2,642	105
重要な出資のエクスポージャー			-	-
上記以外	6,255	250	<u>21,232</u>	<u>849</u>
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			12,134	485
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			2,267	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			<u>869</u>	<u>34</u>
上記以外のエクスポージャー			<u>5,961</u>	<u>238</u>
②証券化エクスポージャー	250	10	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	250	10	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			<u>272</u>	<u>10</u>
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△7,280	△291
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			34	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			-	-
ロ. オペレーショナルリスク	14,852	594	14,190	567
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	288,081	11,523	<u>294,187</u>	<u>11,767</u>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向けを除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

お詫び: H26.3.末の自己資本額、リスクアセット、自己資本比率に計算相違がありましたので訂正させていただきます。